中央環境審議会循環型社会部会 小委員会・専門委員会の廃止について

1. 循環型社会部会に設置されている小委員会、専門委員会

- ①プラスチック資源循環小委員会
- ②食品リサイクル専門委員会
- ③自動車リサイクル専門委員会
- ④家電リサイクル制度評価検討小委員会
- ⑤容器包装の3R推進に関する小委員会
- ⑥浄化槽専門委員会
- ⑦建設リサイクル専門委員会
- 8 廃棄物処理基準等専門委員会
- ⑨小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用
- に関する小委員会
- ⑩水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
- ①廃棄物処理制度専門委員会
- ②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会
- ③プラスチック資源循環戦略小委員会
- ⑭レジ袋有料化検討小委員会

2. 廃止する小委員会、専門委員会について

I 家電リサイクル制度評価検討小委員会

廃止理由	令和3年4月より、3度目の家電リサイクル制度見直しを検討し、令和4年6月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。これにより、審議に一区切りがついた。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	平成 18 年 6 月
所掌事務	特定家庭用機器再商品化法に基づく家庭用機器のリサイクルに関する
(設置理由)	事項についての検討を行う。

II 浄化槽専門委員会

廃止理由	本委員会は、平成17年の浄化槽法改正に伴う省令事項等の検討、浄
	化槽の維持管理に係る業務の在り方等に関する調査・検討を行うた
	めに平成 17 年 4 月に設置され、平成 19 年 1 月までに 24 回開催し、
	上記の省令事項等の検討・策定を行うとともに、今後の浄化槽の在り
	方に関する「浄化槽ビジョン」をとりまとめた。これにより審議に一
	区切りがつき、以降当該委員会の開催実績なし。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局適正処理推進課浄化槽推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第9条
設置年月	平成 17 年 4 月
所掌事務	改正浄化槽法に基づく浄化槽の整備、維持管理など浄化槽による生活
(設置理由)	排水の処理に関する事項を審議する。

Ⅲ 建設リサイクル専門委員会

廃止理由	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第
	104 号)」に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等
	に関する事項について検討を行うため、平成 19 年 9 月に設置され、
	平成 20 年 12 月までに 8 回開催し、「建設リサイクル制度の施行状況
	の評価・検討について とりまとめ」を平成 20 年 12 月に公表した。
	以降、開催実績なし。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第9条
設置年月	平成 19 年 9 月
所掌事務	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく特定建設
(設置理由)	資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等に関する事項について検討を
	行う。

IV 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利

用に関する小委員会

廃止理由	使用済小型電気電子機器のリサイクルの在り方及び使用済製品中の
	有用金属の再生利用の在り方に関する事項について検討を行うた
	め、平成 23 年 2 月に設置され、令和 2 年 5 月までに 21 回開催し、
	令和 2 年 8 月に「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討
	に関する報告書」を取りまとめた。以降、開催実績なし。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	平成 23 年 2 月
所掌事務	使用済小型電気電子機器のリサイクルの在り方及び使用済製品中の有
(設置理由)	用金属の再生利用の在り方に関する事項について検討を行う。

V 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会

廃止理由	本委員会は、平成 26 年に設置され、平成 28 年までに第 9 回開催し、 水銀廃棄物の適正処理について検討を行ってきた。平成 28 年 12 月 開催の第 9 回では、廃棄物処理法施行規則の一部改正や水銀廃棄物
	ガイドラインについてとりまとめが行われた。これにより審議に一
	区切りがつき、以降の開催実績無し。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第9条
設置年月	平成 26 年 3 月
所掌事務	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に
(設置理由)	基づく水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項について検討を行う。

VI 廃棄物処理制度専門委員会

廃止理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の排出抑制、適 正な処理等に関する総合的な検討を行うため、平成 28 年に設置さ れ、平成 29 年までに 9 回開催し、廃棄物処理法の一部改正が取りま とめられた。これにより審議に一区切りがつき、以降の開催実績無
	し。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課・廃棄物適正処理推進課・廃棄物
び庶務担当	規制課
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第9条
設置年月	平成 28 年 2 月
所掌事務	現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の排出抑
(設置理由)	制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行い、環境の保
	全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた当該排出抑制、
	適正な処理等の促進方策ついて総合的な検討を行う。

VII プラスチック資源循環戦略小委員会

廃止理由	第4次循環型社会形成推進基本計画に基づき、プラスチックの資源循
	環を総合的に推進するための戦略の在り方を検討するため設置され
	た。平成 31 年 3 月までに 5 回開催され、令和元年 5 月に「プラスチ
	ック資源循環戦略」(関係9省庁連名)を策定した。以降、開催実績
	無し。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	平成 30 年 8 月
所掌事務	プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定する。
(設置理由)	

WII レジ袋有料化検討小委員会

廃止理由	プラスチック資源循環戦略(令和元年5月31日決定)に盛り込まれ
元正生田	
	たレジ袋有料化義務化の具体的な手法について審議するため設置さ
	れ、令和元年 12 月までに 4 回開催された。令和元年 12 月に「プラ
	スチック製買物袋有料化実施ガイドライン」をとりまとめ、容器包装
	リサイクル法に基づく省令を改正した。令和2年7月からレジ袋有
	料化の義務化を実施した。以降、開催実績無し。
主管省庁及	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
び庶務担当	
部局課室	
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	令和元年7月
所掌事務	レジ袋有料化義務化の具体的な手法について審議する。
(設置理由)	